

平成31年第3回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成31年3月8日(金) 午後1時30分

2 閉会 平成31年3月8日(金) 午後2時55分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 1人

13番 横田 幸則

5 出席した農地利用最適化推進委員

5人

宮崎 昭雄

山上 勲

浅野 信之

小西 安彦

小橋 武史

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 葛原 隆二

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

主事 藤木 あゆみ

7 議事録署名委員

5番委員

6番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第12号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第14号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第15号 農用地利用集積計画について（追加）

報告第9号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第11号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第12号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、ご苦労様です。

3月8日になり、今日は特に暖かくなってきていますが、暖かい日や寒い日もあります。

皆様方におかれましては、体には十分に留意していただければと思います。

先月、27日に笠岡市農業委員会の委員の方が総社市農業委員会へ来られまして、意見交換をいたしました。意見交換の内容であります、総社市の農業委員と農地利用最適化推進委員の取り組みが、全国農業新聞に掲載されたことについてでありました。この記事からも分かるように、どの地域におかれましても農業従事者の高齢化、農業後継者の減少、空き家などのさまざまな問題を抱えています。このようなことから、委員として地域をよく把握し農地を守っていただきたいと思えます。私が常に思っていることは、作物が作りやすい農地でなければならない。耕作者がリタイヤしても、すぐに私が受けて耕作しようという農地でなければならないと思えます。

現在、総社市の営農組合組織は、6団体ほどであります。営農組合で経営面積が一番多いのは、三輪の営農組合ではなかろうかと思えます。この団体は、二毛作をしています。皆様方もそれぞれの地域を見たら、耕作者がリタイヤしたら、その後を引き継ぐ者がいないと思えます。皆様の地域でも、ほ場整備をしていただき、組合組織を立ち上げていかないと、一気にだめになってしまうのではないかと思います。遊休農地等が増えてくるのではないかと心配をしています。

私たちも情報収集をいたしまして、農地を守っていくということで、よろしく願いをしたいと思えます。

それでは、ただ今より平成31年第3回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、農地利用最適化推進委員の方には、5人の方へ出席をしていただいています。欠席者は、13番委員であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場

合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてください。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、5番委員、6番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

平成31年2月28日付けで、総社市長片岡聡一から、農用地利用集積計画について、農業委員会へ意見を求められたので、付議事件の最後に追加議案を1件提出いたします。また、議案第11号の65番につきましては、平成31年3月7日付けで、申請書の取り下げがなされております。

それでは、農地担当の秋山委員よりお願いいたします。

【議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦勞様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第11号、農地法第3条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号62番】

(農地担当)

それでは、2ページの62番、秦の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

2月22日に小橋最適化推進委員と調査を行いました。

今回、受け人の方が取得しようとする農地は、自宅のすぐ近くにあります。

受け人の方は、長年、農業に従事されており、農機具等も所有しています。また、農業をするにあたり、地域での取り決めごとにも参加されております。

以上のことから、地元としては何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

推進委員の小橋委員からお願いをいたします。

(小橋委員)

12番委員の報告のとおりであります。

受け人の方は、地元の流動化推進員でもあります。

問題ありません。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、62番は許可されました。

【受付番号63番、64番】

(農地担当)

続きまして、63番の下原の件、3ページ、64番の下原の件につきまして、受け人が同じでありますので、一括して審議をいたします。

なお、今回の受け人の方は、耕作面積がゼロとなっていますが、地元の農業委員さん等と相談の結果、総会への出席は必要ないと判断をしておりますので、委員の皆様へ報告をさせていただきます。

それでは、63番、64番につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員)

63番についてですが、受け人の方と渡し人の方は、親戚関係になります。また、64番の渡し人は、受け人の母親になります。受け人の耕作面積がゼロになっていますが、63番と64番の農地を約40年前から耕作を続けられておられるということであります。従いまして、今回、新たに就農する方ではないということでもいいのかなと考えています。

仕事の関係で市外に住まわれていましたが、耕作をされていて機械類も揃えられております。受け人の方は、退職されて農業に専念されるということであります。

このようなことから、何ら問題ないものと考えております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元の小西委員から報告をお願いいたします。

(小西委員)

8番委員の報告のとおりであります。

私から補足といたしまして、64番の渡し人の妹が、63番の渡し人になります。受け人の方は、現在は下原に住まわれているのですが、8番委員の報告のとおり退職をされて下原に帰ってこられて農業に専念されるということであります。

今までも、地区の農業について積極的に協力もしていただいておりますので、何ら問題ないと思えます。

以上であります。

(農地担当)

事務局から、補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、今回の受け人は、元々、下原の出身であります。仕事の関係で市外に住まわれていたのですが、下原に戻ってこられた方です。

以上であります。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(2番委員)

受け人の方は手伝いをされていたということ。また、下原の出身ということで問題はないのですが、家族数が1分の1ということは1人ということですか。

(農地担当)

事務局からお願いいたします。

(主査)

家族数が1人ということですが、母親と住所は同じなのですが、生計を別にされておられるため、このような表記になっています。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他に質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

63番、64番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で、議案第11号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第12号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第12号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第12号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号21番】

【議案第13号 受付番号65番】

(農地担当)

それでは、5ページ、21番、宿の件につきましては、議案第13号の65番と関連がありますので、一括審議させていただきます。

それでは、21番と議案第13号の65番についての現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

去る3月5日に、会長、15番委員、林修司委員、難波委員、事務局職員と私とで現地調査を行いました。21番につきましては、現状は田んぼの間にある水路であります。申請地の東側は、水路の続きになります。西側につきましては、農道と大きな水路になります。南側は宅地及び田になります。北は田ということで、現地については水路です。

次に、65番につきましては、現地は耕作されていない農地であります。東側は残った田、西側は宅地、南側は市道、北側は水路及び田になります。

以上であります。

(農地担当)

14番委員、地元委員としての報告をお願いいたします。

(14番委員)

21番につきましては、現況は先程の報告のとおりであります。用水に関しましては、西側に水路から申請をされている水路を通して北側の田へ水が入るようになります。排水につきましては、現在、利用している水路が使えることから、問題はないものと思います。日照、土砂等の流出につきましては、何ら問題ありません。

次に、65番につきましても現況につきましては、先程の報告のとおりであります。用水につきましては、北側の田は、西側からの水路により用水を取り入れることができます。排水につきましては、雨水等は西側水路へ集水桝を通して排水をします。下水は市道へ下水管が通っていますので、それに接続することになります。日照、通風につきましては、住宅の高さは、6.8メートルで、北側田への影響はないものと考えます。通風についても問題ないと思います。土砂の流出等につきましては、ブロック壁で流出を防止するというので周辺への影響はないと考えております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、2件とも市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

21番及び65番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号22番】

(農地担当)

それでは、22番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

現況は畑の状態でありまして、東側が田、西側が畑、南が墓地、北側は畑という状態であります。
以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、浅野推進委員と2月14日に現地の確認を行いました。

申請地の方は、現在の墓地が山の上にあります。法面が侵食され崩れそうな状態であることか

ら、墓地を移転するための申請であります。

現況であります。現地調査の報告のとおり、東が畑、西が自己所有の畑、南が墓地、北も畑であります。雨水排水につきましては、田の中にある既存の排水路を利用します。日照、通風であります。問題ないと思います。土砂の流出等ありますが、申請地の法面を控えて造成することから問題ありません。総合判断といたしまして、特に問題ありません。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(農地担当)

地元の推進委員であります。浅野推進委員から補足がありましたらお願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおり、問題はありません。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、22番は許可されました。

【受付番号23番】

(農地担当)

それでは、23番、門田の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

現況は、畑の状態です。

東側は申請人の畑、西側も柿が植えてある畑、南側も法面を隔てて畑、北側も申請人の畑でありました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

申請地は、●●●●の近隣にある畑になります。現地調査の報告にもありましたように四方を畑に囲まれております。今回の申請は個人墓地ということですが、現在、他の場所へ墓地があるのですが、墓地が高い所へあります。申請人も高齢なことから墓地の管理がしやすい所へということで、今回の申請になったものであります。申請地は、最初に説明しましたように●●●●のすぐ脇であります。このようなことから、周辺農地への影響はないものと考えておりますので、よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番】

(農地担当)

それでは、24番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地は8筆ありまして、その8筆は一団の農地であります。トラクターで耕運されておりました。一団の農地の東側は農道、西側は市道、南側は田と宅地、北側は田になっていました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員)

現地調査の説明のとおり、申請地は8筆あります。面積は、7千296平方メートルであります。

現況は東側が道路、西側が市道、南側は田、北側も田と畑があります。敷地周囲に排水路、U字溝を設置し集水桝を設けて直接、土砂等が直接水路へ流出しないようしております。日照、通風につきましては、農地改良後はビニールハウスを設置し、幅が7メートルの奥行きが50メートルのものが4棟、幅が7メートルの奥行き66メートルが6棟ということで、高さが4メートル程度のものになります。南北に建築するというので、敷地境界から4メートル程度離すようになっています。日照、通風は支障がないと思われまます。土砂の流出等につきましては、境界部分に幅1メートル程度のステップを設けて盛土をするということでもあります。その盛土は崩壊しないようにするというのであります。

総合判断といたしましては、大きな事業なので計画どおり実施していただければと思っております。周囲の状況からして問題ないと考えております。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

推進委員の浅野委員からお願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおりであります。

事故のないように申請人へは話をしています。また、農地改良により近隣へ迷惑が掛からないように盛土をするようにと言っていますので大丈夫と思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

なお、転用期間ですが、平成31年4月1日から平成31年6月1日までとなっております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきましては、一時転用の面積が、7千296平方メートルであります。転用面積が、30アール、3千平方メートルを超えているため、農地法第4条第4項の規定により、農業会議へ意見を聴かなければならないこととされています。具体的には、農業会議へ諮問して、許可相当との答申を受けての許可ということになります。

このようなことから、農業委員会としては許可相当の答申を受けての許可ということで、採決したいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

24番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、24番は許可されました。

以上で、議案第12号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第13号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号66番】

(農地担当)

それでは、8ページ、66番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

現況は、不耕作の畑の状態であります。

東は更地、西側は申請者の神社、南は耕作されている畑、北側は耕運されている田、不耕作の田という状況です。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

申請地は、申請地は福井となっておりますが、●●●の真南になります。

現地調査の報告のとおりであります。古くから境内地として一体利用されていた印象があります。

詳細については、山上委員からの報告になります。

(農地担当)

それでは、山上委員からお願いをいたします。

(山上委員)

道路から見えにくい場所になりますが、申請地は、かなり以前から境内地として利用されてきました。神社の行事があるごとに、地元が草刈りをしてお祭りをしております。

農地転用することによる周辺への営農の支障ですが、長年このような状態で利用されていたこと等から、周辺農地への影響はないものと考えます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、長年、神社の境内地として利用しておりました。農地法の手続きができていなかったということで、始末書の提出がなされております。

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

66番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、66番は許可されました。

【受付番号67番】

(農地担当)

続きまして、67番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

現況は耕作をされている田であります。東側は宅地、西側が水路、市道、南側は田、北側は申請人の残った宅地であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請地は、家への進入路の幅員が2.3メートルと狭くなっておりまして、不便な状況であります。

今回の申請は、進入路を広げるためのものであります。この進入路には、今回申請されている3人の方々が利用することから、それぞれの持分にしようとするものです。

被害防除計画からも周辺農地への影響はないものと考えております。また、地元、宮崎推進委員からも農地転用にあたり特に問題はないと報告を受けています。

以上であります。

(農地担当)

それでは、農地利用最適化推進委員の宮崎委員からお願いいたします。

(宮崎委員)

4番委員の報告のとおり、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと考えます。
以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

67番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、67番は許可されました。

【受付番号68番】

(農地担当)

続きまして、68番、宿の件につきまして現地調査の報告と地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

まず、現地調査の報告をいたします。

申請地は、三角形の農地になります。

方向的には、東北ということになろうかと思えます。この方向につきましては、2メートルの土手がありまして、その土手の上に市道が通っております。西側は、水路と市道、南側は田、北側は

東北と同じような状況であります。

続きまして、地元委員としての説明をさせていただきます。

用水につきましては、問題ないと思います。前回、一番南側の申請がありましたので、今回の申請の間は、田ということになるのですが、西側水路から水を引くことができますので問題はないものと考えます。排水につきましては、雨水は柵を設けて西側の水路へ流すので問題はありません。下水は西側市道へ本管がありますので、それへ接続をします。日照、通風については、北側が土手になりますので問題ありません。土砂の流出につきましては、コンクリートブロックを設置することで流出を防ぐということで問題ありません。

農地転用することにより、周辺農地への支障はないと考えます。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

68番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、68番は許可されました。

【受付番号64番】

(農地担当)

続きまして、64番、長良の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地は、既に平屋のプレハブの仮設事務所が建っています。

現地の状況ですが、東側が畑、西側が住宅、南側が河川の管理道、北側が国道であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

現地調査の報告にもありましたように、既にプレハブが建っております。

添付図面をみていただければと思います。

申請地は、国道から進入路を経てプレハブを建てている敷地になります。形としては、ローマ字のT型のようになります。東側は畑、西側は駐車場、進入路から見ますと宅地、南側は道路、北側は西北に住宅、進入路部分は国道であります。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、用水につきましては問題ありません。排水につきましても南側の道路との間に溝、北側にも溝があります。日照、通風も問題ありません。土砂の流出につきましては、現状のままなので問題はありません。

プレハブが既に建ててあることについては、始末書が提出をされております。また、今回の申請につきましても、2年間の一時転用でもあります。

今回の一時転用するにあたり、なぜ、申請地を選定したかについて報告をさせていただきます。

昨年、7月の災害により●●●●の崩壊等がありました。この復旧工事をするための事務所であります。復旧工事を行う場所は、東は和気町、西は広島県糸崎市、南は玉野市、北は新見市、津山市であります。これらの工事現場へ資材等の搬入をするため岡山総社インターに近い場所をとということで、今回の申請になったものであります。

地元としては、周辺農地への影響はないと考えております。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありますように、既に現場事務所が建っております。これは、以前に一時転用をしていた経緯があり、農地転用ができていたという思い込みがあったことから、このような状況になったものであります。また、始末書も提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

なお、農地転用期間ですが、平成31年3月15日から平成33年3月31日までであります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(2番委員)

転用期間が、平成33年3月なのですが、期間終了後は畑になるのですか。

(主査)

一時転用期間終了までには、畑の状態になります。

(11番委員)

今回の申請地は、仮設のプレハブを設置しているだけであります。

このプレハブを移動すれば原状ということになります。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありません。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

64番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、64番は許可されました。

以上で、議案第13号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第14号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当)

次に、議案第14号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について議題とします。

事務局より、説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第14号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号10番】

(農地担当)

それでは、10番、門田の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

10番の公衆用道路ではありますが、申請地は添付図面を見ていただければと思います。●●から東へ100メートル程度の場所になります。細長い道ということですが、近辺には農地はありません。隣も雑種地になっております。宅地、雑種地などの農地以外のものに囲まれております。このようなことから、用途廃止をしたとしても営農上支障ないと思います。

以上であります。

(農地担当)

この件につきまして、何か質問等ありませんでしょうか。

(4番委員)

用途廃止された場合、申請人へ払い下げということになるのですか。

(主査)

用途廃止されれば、普通財産になり普通財産を管理する課へ引き継がれます。その後、払い下げの手続きを経て、申請人への払い下げということになります。

(農地担当)

他に質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、10番の件について、農業委員会として営農上支障はないということで回答してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、10番については、営農上支障はないということで回答します。

【受付番号11番、12番】

(農地担当)

続きまして、11番、12番、真壁の件につきまして、5番委員に確認をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、●●●●●から100メートルぐらい南になります。

水田の一面になります。

この場所は、市街化区域に隣接していて、この区画の水田は、4条、5条で宅地化が進んでいる場所です。残った水田も田として利用されていません。

次の12番についても11番と同じ場所です。自宅敷地内を南北に通っている水路で、先ほどの田へ接続される用水路です。これにつきましても、営農上支障はないものと思います。

以上であります。

(農地担当)

この件につきまして、何か質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、11番、12番の件について、農業委員会として営農上支障はないということで回答してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、11番、12番については、営農上支障はないということで回答します。以上で、議案第14号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第15号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

次に議案第15号、農用地利用集積計画について議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第15号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当)

今回の集積計画につきまして、何か質問等ありましたらお願いいたします。

(2番委員)

確認ですが、賃借料は、1筆の年額ということですか。

(主査)

そうなります。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第15号の農用地利用集積計画につきましては、議案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、決定されました。

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

【報告第9号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第9号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第9号 報告書について朗読】

【報告第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第10号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第10号 報告書について朗読】

【報告第11号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第11号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第11号 報告書について朗読】

【報告第12号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第12号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第12号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

25ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、農業会議へ諮問する件につきましては、許可適当との答申を受けた後に、速やか許可書を交付することといたします。次に、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が3件、第4条関係も4件、第5条関係が5件でありました。

総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見につきましては、3件とも営農上支障はないと

いたしました。また、農用地利用集積計画につきましては議案のとおり農業委員会として決定いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

私から、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の作成方法について協議させていただければと思います。

【平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の作成方法について】

【平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の作成方法について】

(会長)

次に、農業委員会だより編集特別委員会の委員長から、報告を求められています。

(2番委員)

【そうじゃ農業委員会だよりの発行について】

(会長)

他にありませんでしょうか。

(9番委員)

【駐在所を目的とした農地法での取り扱いについて】

(会長)

他にありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

(主事)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

朝晩は寒い日もありますが、日中はだいぶ暖かくなってきました。

農作業もやりやすくなるのではないかと思います。

雨が多く田に入れない状態が続いていますが、委員の皆様には、健康には十分留意していただき、農作業に励んでいただきたいと思います。

本日は、ご苦勞様でした。

閉会 午後2時55分